**「福祉教育サポーター」養成確保事業要綱**

**１　趣旨**

　　人は、生まれ育った地域（地元）が、また移り住んだ地域が、安全で、安心して、より豊かに暮らすことができる“まち”になることを願う。そうした願いをかなえるのは、他ならぬそこに住む、子どもから大人までの住民、一人ひとりである。

“まちづくり”は、一人ひとりの住民が、その地域（日々の生活圏域）に存在する多様な生活問題や福祉問題について関心と理解をもつことから始まる。そして、その関心を高め、理解を深めるためには、何よりも“学習”が不可欠となる。

まちづくりは、一人ではできない。仲間をつくり、その輪を広げ、行政や関係機関・団体などと連携することが必要となる。また、まちづくりは、一人ひとりの住民が、できることを、できるときに、できるところで、しかも焦らず、かまえず、足元を確かめながら取り組むことが大切である。

「地域福祉は福祉教育ではじまり、福祉教育でおわる」といわれる。「まちづくりは人づくり、人づくりは教育づくり」である、ともいわれる。それは、福祉によるまちづくりを進めるためには、「福祉教育」の推進を図ることが必要かつ重要であることを意味する。

福祉教育はこれまで、学校を中心に考えられ、取り組まれてきた。そして、今日、とりわけ2011年３月に発生した東日本大震災をひとつの契機に、住民同士がお互いに支えあう地域福祉のあり方が改めて問われている。それを受けて、全国各地で、子どもから大人まで生涯学習の視点に立って、学校だけでなく、地域ぐるみで、地域に根ざした福祉教育を組織的・計画的に推進していこうとする取り組みがなされている。

地域に根ざした福祉教育とは、一人ひとりの住民が、それぞれの地域に生きるために努力する姿や態度、行動そのものに、教育的な価値を見いだす教育活動をいう。それはまた、地域とそこでの生活に根ざすことを通して、より豊かな日々の暮らしとそれを可能にする新しい“まち”を創ることに、主体的・自律的に取り組む住民を育てることである。

富山県社協では、1973年度から「児童・生徒のボランティア活動普及事業」やそれにともなう「福祉副読本」「福祉絵本」「福祉ＤＶＤ」などの作成に取り組み、学校における福祉教育の推進を図ってきた。そのうえに、2007年度からは、「学校に限らない地域に根ざした子どもたちのボランティア体験学習・活動を推進する」ことを目的に「福祉教育地域指定推進事業」に取り組んでいる。地域福祉の推進が図られ、子どもから大人までの住民参加の必要性や実践がますます重要視される今日、福祉教育地域指定推進事業の実施・協力体制の整備・充実を図ることが強く求められている。

「福祉教育サポーター」（仮称）制度は、以上のような考え方や現状認識のもとに、福祉によるまちづくりをめざして設置しようとするものである。

**２　福祉教育サポーターとは**

福祉教育サポーターとは、① 福祉や教育、そしてまちづくりに関心のある多くの人が、 ② 地元や職場での日々の生活や活動などで得た知識や経験を、③ さらに確かで豊かなものにするために学習（研修）を行い、④ それによって自分や自分たちの能力と地元の魅力を再発見し、⑤ 求められる見識（判断力、考え方）と企画・実践力（福祉力、教育力）、そして意欲（情熱、向上心）を活かし、⑥ 何よりも自信と誠意と信念をもって、⑦ 行政をはじめ学校や社会福祉協議会（以下、社協）、社会福祉施設、公民館、ＮＰО、自治会・町内会、企業などが行う、

地元ならではの、新しいまちづくりとそのための「福祉教育」の事業・活動を支援する人をいう。

**３　福祉教育サポーター制度のねらい**

高校生以上の地元住民をはじめ、ボランティアやボランティアサポーター、ＮＰО職員、民生委員・児童委員、福祉推進委員、地域（福祉）活動者、とりわけ団塊世代や高齢者・障がい者などと、福祉や教育の関係機関・組織・団体・施設などが連携・協働して、福祉教育サポーター制度の取り組みを進める。それによって、地元での人材の発掘と活用、地元の人々によるまちづくりや福祉教育に関する事業・活動の活発化、その内容の高度化などが図られる。何よりも、地元の人々にとっては、まちづくりの活動や運動の機会の創出と、それに参加・参画することによって個人の自己実現と生きがいの創造を促す。また、地元にとっては、住民の地元への関心力や地元の自治力などの向上が促される。そして、それらを通して、福祉による新しいまちづくりのさらなる進展が期待される。

**４　福祉教育サポーター制度の特徴**

本制度の大きな特徴は以下の諸点である。

（１）福祉教育サポーターは、従来の福祉・教育実践者に限定するのではなく、まちづくりとそのための福祉教育の事業・活動に関心と意欲をもつ地元の人々に対する研修（学習）を通して、主体的・積極的に応募してもらう。

（２）福祉教育サポーターの養成は、県社協や関係機関・組織・団体・施設などと連携・協働しながら、市町村社協と地区社協が中心になって地元で取り組む。また、そのためのカリキュラムなどを共同開発する。

（３）福祉教育サポーターの計画的・継続的な研修と認証・登録を行うことによって、一定水準の資質と能力を備えた人材を確保する。将来的には、地域（県や市町村の区域）でリーダー的な役割を果たす「福祉教育アドバイザー」（仮称）の創設を考える。

（４）福祉教育サポーターは、地区社協に若干名配置し、活動の場は主として地元の小学校区とする。

（５）福祉教育サポーターは、コーディネートの知識と技能を習得・活用して、地元で、組織的かつ計画的なまちづくりとそのための福祉教育の事業・活動の推進を図る。

（６）市町村社協は、県社協等と連携しながら、「福祉教育サポーター設置検討委員会」（仮称）を設置し、福祉教育サポーターの養成・確保に取り組む。またその後、「福 祉教育サポーター連絡協議会」（仮称）を設置し、福祉教育サポーター相互の情報交換と知識・技能の習得と経験を重ね、共有し、資質の向上を図る。

（７）県社協は、市町村社協職員（コミュニティワーカー）に対する福祉教育研修を計画的・継続的に実施する。とともに、「福祉教育サポーター事業推進検討委員会」（仮称）を設置し、市町村社協の「福祉教育サポーター設置検討委員会」（仮称）や「福祉教育サポーター連絡協議会」（仮称）との連携・協働を進める。

**５　福祉教育サポーターの主な活動**

　　福祉教育サポーターの主な活動として、次のような取り組みが考えられる。

（１）まちづくりやそのための福祉教育に関する事業・活動の情報の収集・提供と、地

元住民に対する普及・啓発

　（２）福祉や教育の関係機関・組織・団体・施設などが連携・協働して事業・活動を展開する際の、キーパーソンとしての連絡・調整

（３）社協や社会福祉施設、公民館などが行う、福祉教育研修やボランティア・まちづくり講座などの企画・運営および学習相談

（４）学校の「総合的な学習の時間」や課外活動（部活動、学校行事等）などにおける福祉教育活動に関する、子どもや教師への補助や協力・支援

（５）子ども・青年や高齢者・障がい者などが社協や社会福祉施設、公民館などで行う学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動の支援や、福祉文化の醸成活動の支援

（６）地元住民が抱える生活問題や福祉問題を解決するための活動や運動への参加や活

動支援

　（７）地元に所在する多様な関係機関・組織・団体などが行うまちづくりや福祉教育関

係行事などへの参加や協力・支援